

令和3年4月1日から  
児童通所支援サービスに  
個別サポート加算（Ⅰ）が創設されます

令和3年度の国の報酬改定により、より手厚い支援を必要とする子どもへのきめ細かい支援を評価するために、個別サポート加算（Ⅰ）が創設されました。

〈 加算の対象となるサービス 〉

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

〈 受給者証をご確認ください 〉

児童発達支援を利用し、受給者証をお持ちの児童について受給者証の再発行を行いました。『児童発達支援加算サポートⅠ』の記載がしてあります。

（「個別サポート加算（Ⅰ）」の決定となります。）

今回送付しました受給者証を、ご利用中の児童発達支援事業所に提示をしてください。

本加算については、現在行われている支援に対し、新たに事業所への評価を行うもので、今後の支援内容が変更となるものではありません。

〈 個別サポート加算（Ⅰ）の取り扱い 〉

これまでの基本報酬にあわせて、「個別サポート加算（Ⅰ）」として100単位/日が算定されます。

※加算算定後も、受給者証に記載されている利用者負担上限月額を超えて負担額が発生することはありません。



問い合わせ先

四日市市 ことども発達支援課  
四日市市総合会館5階（四日市市役所西隣）  
電話 059-354-8064